

訪問看護ステーション CoccoLo 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社 NIKLUCE が開設する訪問看護ステーション CoccoLo (以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は介護士 (以下「看護職員等」という。)が要介護状態 (介護予防にあたっては要支援状態) であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すため、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うものとする。
- 6 各項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第2条の2 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。(令和6年4月1日追加)

- 1 ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図ること。
- 2 ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 ステーションにおいて、看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に (年1回以上) 実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション CoccoLo
- ② 所在地 豊橋市羽根井西町1番地5 (令和7年4月1日改訂)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1名 看護職員 2.5人以上 (常勤換算) (令和6年4月1日改訂)

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書 (介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡は可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・先発等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等の日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、豊橋市内全域とする。

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業法的代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 実施地域を超えた地点から、片道5キロメートル未満 200円
 - ② 実施地域を超えた地点から、片道5キロメートル～10キロメートル 400円
 - ③ 実施地域を超えた地点から、片道10キロメートル以上 600円
- 3 死後の処置料は、10000円とする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の意思に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛星管理棟)

第10条 看護職員等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の適切な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制の整備をする。

- ① 採用時研修 採用後3か月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社N I K L U C E とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 第2条の2は、令和6年6月1日から施行する。
- 3 第4条を改訂し、令和6年6月1日から施行する。
- 4 第3条を改訂し、令和7年4月1日から施行する